



熊本県公報

号外 第 5 5 号
令和 6 年(2024 年)
12 月 26 日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(人事課) 1
- 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(〃) 1

規 則

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
令和 6 年 1 2 月 2 6 日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第 3 5 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和 6 年熊本県条例第 3 9 号)の施行期日は、令和 6 年 1 2 月 2 7 日とする。

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
令和 6 年 1 2 月 2 6 日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第 3 6 号

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例(令和 6 年熊本県条例第 4 0 号)の施行期日は、令和 6 年 1 2 月 2 7 日とする。